

流山本町周辺地域の市道におけるテラス営業などのための
道路占用許可基準の緩和について(暫定版)

流山市では、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等の皆様を支援するための緊急措置として、流山本町周辺地域の市道において地方公共団体と地域住民・団体等が一体となって取り組む沿道飲食店等の路上利用の占用許可基準を暫定的に緩和いたします。

基準緩和の内容	
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症対策のための暫定的な営業であること ・「3密」の回避や「新しい生活様式」の定着に対応すること ・テラス営業やテイクアウトした食品を食べるための椅子やテーブル等、仮設施設の設置であること ・施設付近の清掃等に協力いただけること
主体	地方公共団体または関係団体(※1) による一括占用 (※2) ※1 地元関係者の協議会、地方公共団体が支援する民間(商店街等) ※2 個別店舗ごとの申請は不可
場所	道路の構造または交通に著しい支障を及ぼさない場所 ※必ず事前に相談してください。
占用料	免除(施設付近の道路清掃等に協力いただける場合)
占用期間	令和2年11月30日まで(最長)
その他	食品営業に当たっては、食品衛生上の適切な管理が必要になるため、事前に保健所への相談・届け出が必要です。 保健所への相談・届け出内容と相違した食品営業のための道路占用はできません。
問い合わせ	流山本町・利根運河のツーリズムに関すること： 流山本町・利根運河ツーリズム推進課…04-7168-1047 市道の占用に関すること：道路管理課…04-7150-6093 食品衛生に関すること：松戸保健所…047-361-2121(代表)